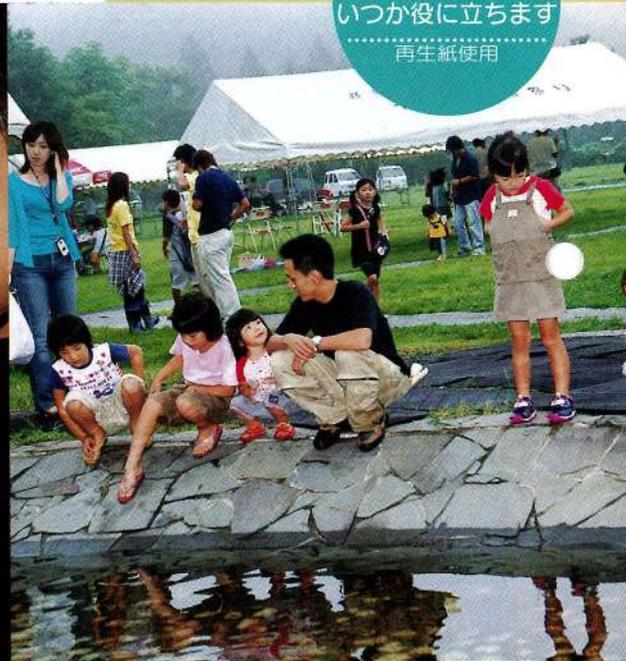


発行 ● 榛東村役場
 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1258番地 1
 ☎0279-54-2211 ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>
 編集 ● 総務課

広報は綴って
 保存しましょう
 いつか役に立ちます
 再生紙使用



夏の思い出づくり

ーネイチャードリーム
 フェスタ2005in創造の森ー

主な内容

CONTENTS

村職員の給与と定員	2~4
園児募集のお知らせ	5
国勢調査について	6
グラウンド・アリーナ完成	7~9
スポーツ・話題	10~11
知らせたい情報・保健師	12~16

10 職員の任免に関する事項

(1) 職員採用の状況 (H16.4.1~H17.3.31)

区分	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	0人	0人	0人
技能労務職	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(2) 職員の退職の状況 (H16.4.1~H17.3.31)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
2人	2人	0人	0人	4人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減事由
		16年	17年		
一般行政	議会	2	2	0	
	総務	25	22	△3	合併協議会終了による職員配置換えなど
	税務	7	7	0	
	民生	19	16	△3	保育士・公仕を臨時職員で対応
	衛生	4	4	0	
	農林水産	8	9	1	欠員の補充
	土木	7	7	0	
	小計	72	67	△5	
教育	28	28	0		
普通会計	計	100	95	△5	
公営企業等	水道	5	6	1	欠員の補充
	下水道	6	6	0	
	介護	2	2	0	
	国保	2	2	0	
	その他	2	2	0	
	小計	17	18	1	
合計		117	113	△4	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(4) 定員管理の状況

①定員適正化計画 (平成14年度~16年度)

	一般行政	特別行政	公営企業等	計
平成16年4月1日現在職員数	72人	28人	17人	117人
定員適正化計画職員数	77人	26人	20人	123人

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

区分	支給の内容		平成16年度支給実績		
	期末手当	勤勉手当	年間支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額
6月期	1.4月分	0.7月分	千円	人	円
12月期	1.6月分	0.7月分			
計	3.0月分	1.4月分			

(注) 職務の級に応じ、5~15%の加算措置があります。

(2) 退職手当

区分	支給の内容(率)		平成16年度支給実績		
	自己都合	勸奨・定年	年間支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額
勤続	20年	21.00月分	千円	人	千円
	25年	33.75月分			
	35年	47.50月分			
	最高限度額	59.28月分	87,358	4	21,861
	59.28月分	59.28月分			

(注) 1. 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2. 定年前早期退職特例措置として、2~20%の加算があります。

(3) 特殊勤務手当 (平成16年度普通会計決算)

区分	一般行政職 税務職
職員全体に占める手当支給職員の割合	34.9%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	7,395円
代表的な手当の名称	税務手当

(4) 時間外勤務手当 (平成16年度普通会計決算)

区分	支給額
支給総額	14,905千円
職員1人当たり支給年額	210千円

9 特別職の報酬等の状況

(平成17年4月1日)

区分	月額	期末手当	
給料	村長	725,000円	支給割合 6月期 2.10月分 12月期 2.30月分 計 4.40月分
	助役	578,000円	
	収入役	550,000円	
	教育長	542,000円	
報酬	議長	275,000円	支給割合 6月期 2.10月分 12月期 2.30月分 計 4.40月分
	副議長	210,000円	
	議員	188,000円	

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(各年度4月1日現在)

区分	平成16年度		平成17年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	336,200円	43歳10月	338,400円	43歳11月
技能労務職	344,000円	53歳7月	347,400円	53歳10月

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	287,200円	-	-
	高校卒	-	278,700円	330,900円
技能労務職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	322,400円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間などの経験がある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加えた年数をいいます。

5 職員の初任給の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	学歴	村		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円

6 級別職員数の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主任	係長	課長 課長補佐 課長係長	課長	課長	
職員数	0人	4人	21人	16人	28人	32人	10人	6人	117人
構成比	0%	3.4%	17.9%	13.7%	23.9%	27.4%	8.6%	5.1%	100%

7 国と給料月額の水準比較

(ラスパイレズ指数)の状況

H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
96.4	95.8	95.4	96.8	92.6

(注) ラスパイレズ指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の村の職員の給与水準を示したものです。

村職員の給与と定員を
お知らせします

村職員の給与や定員は、国や他の地方公共団体などとの均衡を考慮して、村議会の審議を経て条例で定められています。村民皆さんに、本村職員給与などの状況について、ご理解していただけるよう、また榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、そのあらましをお知らせします。

1 人件費の状況 (普通会計決算)

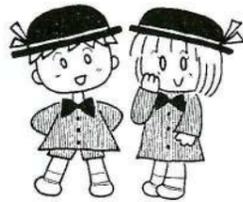
区分	住民基本台帳人口 (各年度末日現在)	歳出額A	実質収支	歳出額B (Aの内人件費)	人件費率 (B/A)
H16年度	14,451人	4,819,645千円	46,742千円	921,049千円	19.1%
(参考) H15年度	14,102人	4,668,414千円	139,517千円	929,226千円	19.9%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みません。

2 職員給与費の状況(普通会計当初予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与額 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
16年度	100人	千円 383,379	千円 39,244	千円 154,100	千円 576,723	千円 5,767

(注) 職員手当には退職手当を含みません。



平成18年4月に入園する



園児を募集します

幼稚園

■**年齢基準**
 平成十四年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた幼児

■**入園の申込**
 ※金額は改定される場合があります。

■**三歳児**
 平成十四年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた幼児

■**四歳児**
 平成十三年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた幼児

■**五歳児**
 平成十二年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた幼児

■**主な経費**
 ◆授業料：四千五百円（月額）
 ◆給食費：三千三百円（月額）
 ◆給費：三十三円（月額）

■**入園決定**
 一月中に決定し、入園決定通知を送付します。

保育園

■**入園基準**
 平成十八年四月に保育園に入園する乳幼児を次のとおり募集します。

■**年齢基準**
 ○歳児から五歳児まで（平成十二年四月二日から平成十八年四月一日生まれ）

■**保育料**
 保育料は、公営、民営とも同一基準により前年分の所得税、前年度の村民税・固定資産税の課税状況などにより、規則に基づき決定されます。

■**入所の承諾**
 入所の承諾は、十二月下旬までに入所仮承諾通知書を送付し、三月中旬頃入所承諾（保育料決定）

■**入園決定**
 一月中に決定し、入園決定通知を送付します。

■**入園決定**
 一月中に決定し、入園決定通知を送付します。

■**保育料**
 保育料は、公営、民営とも同一基準により前年分の所得税、前年度の村民税・固定資産税の課税状況などにより、規則に基づき決定されます。

■**入所の承諾**
 入所の承諾は、十二月下旬までに入所仮承諾通知書を送付し、三月中旬頃入所承諾（保育料決定）



13 職員のサービスの状況

(1) 職員の営利企業等従事許可の状況 (H16.4.1~H17.3.31)

平成16年度の許可件数	従事する業務内容
4件	2005年農林業センサス指導員など

14 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

研修名	研修回数	参加者数	修了者数
階層別職員研修	4回	9人	9人
能力開発・向上研修	3回	8人	8人

(2) 評定の状況

評定の回数	6回
評定の時期	6月、9月、12月、3月
評定の対象人数	117人

15 職員の福祉および利益の保護の状況

健康診断の種類	受益者数
人間ドック	68人
定期健康診断	43人

16 勤務条件に関する措置の要求の状況

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(注) 措置要求とは、職員が給与や勤務時間などの勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することです。

17 不利益処分に関する不服申し立ての状況

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(注) 不服申し立てとは、職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとき、公平委員会に対して、行政不服審査法により不服を申し立てることです。

②定員適正化計画（平成17年度～19年度）

区分	一般行政	特別行政	公営企業等	計
平成17年度	67人	28人	18人	113人
平成18年度	65人	28人	18人	111人
平成19年度	64人	28人	18人	110人

11 職員の勤務時間とその他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:00~12:15 15:00~15:15	12:15~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (H16.4.1~H16.3.31)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,424日	1,046日	117人	8.7日	23.7%

(3) 育児休業の状況 (H16.4.1~H17.3.31)

区分	男	女
平成16年度に育児休業を取得した者	0人	1人
前年度から引き続いている者	0人	6人

12 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 処分者数 (H16.4.1~H17.3.31)

分限処分	処分の内容		処分者数
	免職	降任	
懲戒処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	1人	
	降給	0人	
	停職	0人	
懲戒処分	減給	1人	
	戒告	2人	
	注意	2人	

(注) 1. 分限処分は、職員の身分保障を前提とし、職員がその職務を果たすことができない場合を定め、公務能率の維持を目的として行う、職員に不利益な身分上の処分です。
 2. 懲戒処分は、職員の義務違反に対する道義的責任を問うものであり、地方公共団体における規律と公務執行の秩序を維持することを目的として、職員に不利益を課する処分です。

日本の明日をつくる基礎資料となる

二十一世紀最初の国勢調査がはじまります

平成十七年十月一日を基準として、五年に一度の国勢調査が全国一斉に実施されます。国勢調査は、統計法に基づき、国の最も基本的な統計調査として大正九年以来五年ごとに行われており、今回は十八回目の調査となります。国勢調査の意義と重要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



■国の施策を行うための基礎データとしての役割

二十一世紀を迎え、わが国の少子高齢化は一層進行し、生産年齢人口の減少、地域人口分布の不均衡など、人口構造の変化が急速に進んでいくものと推測されます。このような社会の急激な変化に対応した施策、国民生活の質の向上や地域に関連した施策の推進が重要な課題となっています。

こうした施策を立案するためには、現状の把握と将来の予測が不可欠です。国勢調査は、人口や世帯数、就業状態など、国の現在の実態を把握し、行政施策の基礎資料を得るために行われるものです。平成十七年国勢調査では、社会経済や人口構造の転換期にある「今の日本」を明らかにする統計データが得られるものとして期待されています。

■国勢調査の回答は国民の義務
平成十七年十月一日現在、ふだ

ん日本に住む人すべてが国勢調査の対象者です。

九月下旬から国勢調査員が村内の全世帯を訪問して調査票を配布し、十月一日現在の状況を皆さんに記入していただきます。記入された調査票は十月下旬に再び国勢調査員が各世帯に訪問し、回収します。

調査への回答は、統計法第五条により、国民の義務として定められています。また、同法第十九条では、不申告または虚偽の申告を行った人に対する罰則規定もあります。

平成十七年の国勢調査の結果は、平成十七年十二月下旬に速報値として、市区町村別男女別人口および世帯数を公表し、平成十八年六月には、速報値（抽出速報集計）として、国勢調査のすべての調査事項を集計し、結果を公表します。今回集計されたデータやこれまでみなさんにご協力いただいた国

勢調査の結果は、国勢調査のウェブサイトでもご覧いただけます。

■皆さんの個人情報を守る
調査票を配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。平成十七年国勢調査では、個人情報の保護を一層徹底させるために国勢調査員用に「個人情報保護マニュアル」を作成し、世帯のプライバシー意識に対する適切な対応方法、秘密保護封入提出調査票の取扱い、調査票の厳重管理について、指導を徹底しています。

今回の調査では、封入提出に使用できる「調査書類整理用封筒」を全世帯に配布しますので、調査票を封入して提出したい場合には、「調査書類整理用封筒」に入れ、「封入シール」で封をして国勢調査員に提出することもできます。

また、統計を作る目的以外に調査票を利用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。なお、調査票は外部の人の目には触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

■私たちの身近な生活に生かされる調査結果
国勢調査の結果は私たちの身近な生活にかかわるさまざまな施策に利用されています。

「地方自治法」「地方交付税法」「都市計画法」などの各種法令では、国勢調査で得られた人口を用いることが定められています。例えば、衆議院議員（小選挙区選出議員）の選挙区の画定および議員定数（比例代表区）や、地方交付金の算定などの法定人口は、最新の国勢調査の人口を基にしています。

また、少子・高齢化、雇用、年金・医療費、防災への対策など、国および地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として利用されて

います。国立社会保険・人口問題研究所から発表されている人口や世帯数の将来推計のいずれも国勢調査の結果を基に計算されています。国の最も基本的な構成要素である人口をさまざまな角度から分析した国勢調査の結果は、このように行政を適切に進める上で、なくてはならない資料なのです。

その他、国勢調査の結果は、国だけでなく、大学、一般の企業、各種団体などにおいても、幅広く利用されています。

国民一人ひとりの協力により、国勢調査の結果が日本の明日をつくるための基礎資料となります。ぜひ、調査にご協力ください。▼お問い合わせは、役場企画財政課（☎五四―二二―一内線一〇二）までお願いします。

しんとう総合グラウンド スポーツアリーナが完成



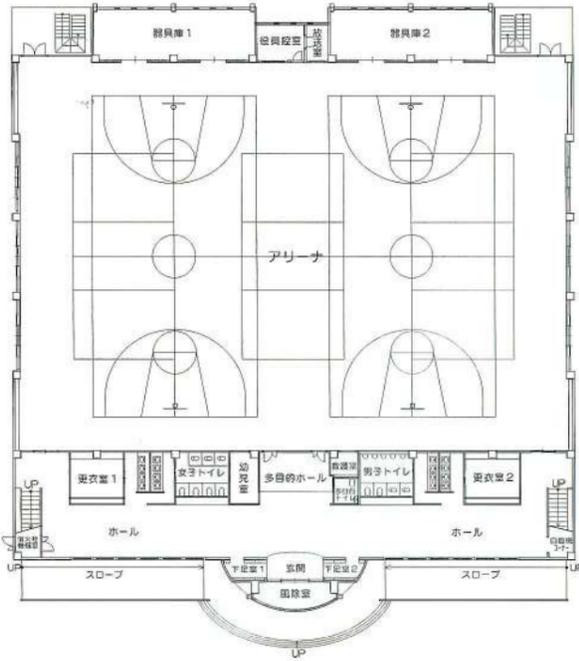
▲8月28日、しんとう総合グラウンドの記念碑（小淵衆議院議員自筆による）の除幕式が行われました。写真は向かって右から山形駐屯地司令、真塩村長、小淵衆議院議員、高橋村議会議長、塩澤区長会長。

村の総合運動公園の中核を担う施設として、しんとう総合グラウンド・しんとうスポーツアリーナが完成しました。

村民皆さんの健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として、また生涯スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりの場として、ご利用ください。



しんとうスポーツアリーナ平面図



しんとうスポーツアリーナの使用料

貸出時間：9時から21時30分まで

館内区分	料金区分	使用料 (1時間あたり)		照明料 (1時間あたり)		放送設備 (1回につき)	
		村内者	村外者	村内者	村外者	村内者	村外者
アリーナ全面	(全点灯)	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	300円	500円
	(半点灯)			500円	1,000円		
アリーナ1/2	(全点灯)	500円	1,000円	500円	1,000円		
	(半点灯)			250円	500円		
アリーナ1/3	(全点灯)	300円	600円	400円	800円		
	(半点灯)			200円	400円		
アリーナ1/6	(全点灯)	200円	400円	200円	400円		
	(半点灯)			100円	200円		
多目的室	(全点灯)	300円	600円	100円	200円		

ご利用に際して

しんとう総合グラウンドとしんとうスポーツアリーナの利用時間と休館日、利用申請の手続きは次のとおりです。

■利用時間

しんとう総合グラウンド…午前6時～午後9時30分まで
しんとうスポーツアリーナ…午前9時～午後9時30分まで

■休館日

年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

■利用申請

しんとう総合グラウンド、しんとうスポーツアリーナの施設を利用する場合の手続きは、榛東村教育施設等管理事務所（楽集センター内）で行います。

利用を希望する方は、あらかじめ「社会体育施設」の使用者団体登録をしていただきます。

その後、直接または電話などで施設を利用する日（村内者にとっては3カ月前から予約ができます。）が空いているかなど予約状況を確認していただけます。希望日が空いたら、仮予約をしていただき、希望日から7日前までに使用承認申請書に使用料を添えて申請してください。

なお、特別な理由がある場合には、使用料の減免を受けることができます。

詳しくは、教育施設等管理事務所（楽集センター内 ☎ 54-0031）までお願いします。



施設の概要について

しんとう総合グラウンドの面積は、運動施設面積26,650平方メートル、付帯施設面積19,550平方メートルで合計46,200平方メートルになります。運動施設には、野球やソフトボール、陸上競技など様々な運動に利用することのできる多目的運動場のほか、公式試合などで使用される規格を確保しつつ、県内公共施設としては初めての人工芝サッカー場が1面、ダブルスコートとしての規定値を確保した硬式・軟式テニス用の人工芝テニスコートが4面、そして運動施設を取り囲むように1周およそ700メートルのウォーキングロードが整備されています。それぞれの施設には、ボールなどが道路や他の施設に出ないようにネットフェンスが設けられ、夜間にも利用できるような照明塔が多目的運動場、サッカー場に8基、テニスコートに6基設置されています。

また、しんとうスポーツアリーナは、1階と2階を合わせた床面積が3,344平方メートルで、1,690平方メートルを占めるアリーナは、バスケットボールコートなら2面、6人制女子バレーボールコートは3面、9人制バレーボールコートは2面、パドミントンコートは6面取れるほか、2階には卓球、軽スポーツ、ダンスなどで利用することのできる多目的室が設けられています。そして、個人でも気軽に利用することのできるジョギングコースが整備されています。

しんとう総合グラウンドの使用料

各施設共通事項…「村内者」とは、村に住所を有する者、村に存する事務所または事業所に勤務する者が主たる使用者である場合をいい、「村外者」とは、村内者以外の者をいいます。

■多目的運動場

区分	貸出時間	使用料 (3時間あたり)		照明料 (1時間あたり)		放送設備 (1回につき)	
		村内者	村外者	村内者	村外者	村内者	村外者
時間割 (貸切使用) 1面あたり	6時から 21時30分 まで	1,500円	3,000円	全点灯 1,800円 半点灯 1,200円	全点灯 3,600円 半点灯 2,400円	300円	500円

備考 半点灯は、野球場の内野の全点灯とする。

■サッカー場

区分	貸出時間	使用料 (3時間あたり)		照明料 (1時間あたり)		放送設備 (1回につき)	
		村内者	村外者	村内者	村外者	村内者	村外者
時間割 (貸切使用) 1面あたり	6時から 21時30分 まで	2,000円	5,000円	全点灯 1,000円 半点灯 500円	全点灯 2,000円 半点灯 1,000円	300円	500円

備考 全点灯の2分の1とする。

■テニスコート

区分	貸出時間	使用料 (2時間あたり)		照明料 (1時間あたり)		放送設備 (1回につき)	
		村内者	村外者	村内者	村外者	村内者	村外者
時間割 (貸切使用) 1面あたり	6時から 18時まで	500円	1,000円	300円	600円	300円	500円
	18時30分 から21時 30分まで	700円	1,400円				



創造の森で榛東村育樹祭を開催

8月28日、創造の森で育樹祭「ネイチャードリームフェスタ2005」が開催され、多くの親子が訪れました。育樹祭では、参加者が森の木々にメッセージを書いたプレートをかけ、樹木の成長を願いました。また、当日のイベントでは、NDS（村の自然が大好きという若者たちで組織された団体）の皆さんが企画・自主運営し、丸太切りや火おこし、和太鼓の演奏、マスのつかみどりなどで子どもたちを楽しませました。



介護予防教室が開催されました

7月28日、特別養護老人ホームしんとう苑において、村の委託により高齢者を対象とした介護予防教室が開催され、31名の方々が参加しました。今回の教室では、「転倒予防体操」と題して、加藤将一先生（未来学園前橋医療福祉専門学校理学療法士）に転倒に関する講話と転倒を予防する体操を参加者の皆さんで実践しました。この教室を機会に、介護予防の大切さを認識し、よりいっそう健康維持に努めていただきたいものです。



村政功労者を表彰

村政に功労のあった方などを表彰する平成十七年度の総合表彰式が、七月二十九日、中央公民館で行われました。表彰式では、村政功労者五十四人が表彰されました。ここでは、表彰された方々を紹介します（順不同・敬称略）。

- ▼前村議会議員
 - 石坂恒雄（16区）、早坂通（8区）、小山勇（9区）、小林肇（12区）、小野関英治（13区）、清水幸太郎（1区）、星野照男（3区）、大谷高大（12区）、萩原英一（3区）
- ▼前農業委員
 - 善養寺一彦（1区）、岡部賢二（3区）、阿久澤成實（6区）、松岡稔（8区）、坂庭實（11区）、松村繁美（13区）、富澤善一（14区）、金井佐則（15区）、広橋久男（16区）、山口勝（18区）、久保田信宏（19区）
- ▼前区長
 - 深津康弘（1区）、善養寺貞一（3区）、田村潔（4区）、松澤辰春（5区）、飯塚克三（7区）、清水能男（8区）、間船正男（9区）、岩崎利雄（10区）、小池久夫（11区）、石関敏夫（12区）、一倉喜久二（13区）、小池一男（15区）、宿原清（16区）、故富澤七男造（17区）、早川敏夫（18区）、塚越敏史（19区）、黒澤喜久美（20区）、平井尚平（21区）
- ▼前収入役
 - 青木孝一（5区）
- ▼前教育委員
 - 尾崎完二（9区）、一倉幸男



- ▼前監査委員
 - 草間秀雄（7区）
- ▼前公平委員
 - 故飯塚半七（10区）
- ▼前固定資産評価審査委員
 - 高山清二（3区）
- ▼前国民健康保険運営委員
 - 石坂恒雄（16区）、小野関英治（13区）
- ▼前民生委員児童委員
 - 岩田能子（2区）、高橋文子（7区）、小山福壽（9区）、松岡好雄（12区）、金井玉江（15区）、加藤真佐江（17区）、星野幸枝（3区）
- ▼前交通指導員
 - 小野関治義（13区）

平成17年度総合表彰式

榛東中学校運動部

榛東中大活躍！関東大会・全国大会へ出場

榛東中運動部は、夏休みの間、各種スポーツ県大会で大活躍。サッカー部、体操部男子団体、水泳個人が県大会で優秀な成績を修め、関東大会へ出場し活躍してくれました。なお、サッカー部は、関東大会でも優秀な成績を修め、全国大会へ出場。全国大会でベスト16に輝きました。



体操部の皆さん



サッカー部の皆さん

水泳部の坂井さん



全国大会で見事な活躍を見た榛中サッカー部



大字対抗野球大会

広馬場チームが優勝

7月24日、榛東中グラウンドで大字対抗野球大会が行われました。大会は、トーナメント方式により各大字4地区（長岡、山子田、新井、広馬場）の代表選手たちが優勝を目指し熱戦を繰り広げました。決勝戦では、広馬場チームと長岡チームの対戦。スコアは3対2で、1点差を守り抜いた広馬場チームが見事優勝しました。なお、優勝した広馬場チームは県町内対抗野球大会支部予選へ本村代表として出場しました。



優勝した広馬場チームの選手の皆さん

保健福祉課から

村民健康づくり歩け歩け大会参加者募集！

暑い夏も終わりに近づき、過ごしやすい季節になってきました。今年も村民の健康づくり、体力づくりを目的として次のおり「村民健康づくり歩け歩け大会」を開催します。日頃から運動不足を感じている方、青空の下で歩いてみませんか。皆さまの参加を心よりお待ちしております。



- 日 時 10月29日(土) 午前8時30分集合
- 集合場所 楽集センター
- コース 吉岡・船尾滝方面（往復10km程度を予定しています。）

■参加上の注意など

- 歩きやすい服装で参加してください。
- 天候をみて雨具などを準備してください。
- 雨天などで中止する場合は、無線放送でお知らせします。なお、無線放送が届かない場合は、役場へお問い合わせください。
- 小学3年生以下のお子さんは、必ず保護者同伴のうえ、参加してください。
- 参加者には、記念品の贈呈および食生活改善推進員による芋煮の試食を予定しています。
- 申し込み 申し込みは不要です。参加希望者は、当日集合場所へお集まりください。
- ▶お問い合わせは、役場保健福祉課国民健康保険係（☎54-2211内線122）までお願いします。

親子ふれあい交流旅行を実施
七月九日に母子・父子家庭の親と子のふれあいの場を提供し、交流を深めることを目的とした「親子ふれあい交流事業」の一環として八景島シーパラダイスへの旅行が実施されました。当日は、十二名の親子が参加し、有名な水中エスカレーター「アクアチューブ」や真下からイルカが泳ぎ回る姿を見ることのできる「ドルフィンファンタジー」、イルカ・アシカのショーなどたくさんのお客様のストラクショ



ンを堪能し、暑さや日ごころの疲れを忘れることのできた、とても楽しい旅路となりました。今回参加された皆さんは旅行を通して親子の絆を深め、共通の楽しい思い出を作ってくれたことと思います。

社会福祉協議会からのお知らせ
■心配ごと相談
・日時 十月七日(金)
十月二十一日(金)
午後一時三十分～四時
※毎月第一・第三金曜日
・場所 商工福祉センター 一階和室
■無料法律相談
・日時 十月二十八日(金)
午後一時三十分～四時三十分
※毎月第四金曜日
・場所 福祉センターささえの家

・相談員 群馬弁護士会員
・相談時間 ひとり約三十分
※必ず電話(☎五五―五二九四)で事前予約をお願いします。
■ふれあい館休館日
・十月十一日(火)
・十月二十四日(月)
※毎月第二・第四月曜日が定休です。ただし、月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館日となります。
▼お問い合わせは、社会福祉協議会(☎五五―五二九四)または、ふれあい館(☎五四―一一二六)までお願いします。

ワースト上位からの脱却を

今年の1月から7月末までの本村における交通人身事故の状況をお知らせします。
現在、本村の人口一人当たり交通事故第一当事者数は71.9で、玉村町(75.6)、群馬町(72.1)に次ぎワースト3と不名誉な状況となっています。
ワースト上位脱却を目指し、皆さんで安全運転を心がけ、事故を起こさないよう注意しましょう。

第五回新庁舎等建設委員会(以下「委員会」といいます。)が平成十七年八月二日に榛東村商工福祉センターで開催されました。委員会では、これまでの第一回

会議から第四回会議までの経過報告および七月二十六日に執行された保健相談センター(仮称)の実設計業務委託入札の結果、設計業者が「新日本設計株式会社」に

決定したことについて、事務局から報告が行われました。なお、委員は各種団体の代表者に委嘱していますが、任期満了などの役員改選により委員の一部に

交代がありましたので、新役員に対し委嘱状の交付が行われました。

第八回特別弔慰金が支給されます
この度、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)が改正され、戦没者の死亡当時のご遺族で、平成十七年四月一日において、公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合に、改めて第八回特別弔慰金(額面四十万円、十年償還の記名国債)が次のとおり支給され

ることとなりました。
■対象者：戦没者の死亡当時のご遺族で、平成十七年四月一日において、公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人
一 平成十七年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者

二 戦没者の子
三 戦没者と生計関係を有していた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
四 三以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
五 一から四以外の三親等内の親族
(戦没者の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた方に

限られます。)
■支給内容：額面四十万円、十年償還の記名国債
■請求期間：平成二十年三月三十一日まで
■請求窓口：役場保健福祉課
▼請求手続きなど詳しくは、役場保健福祉課(☎五四―二二二一)内線一一六までお願いします。



介護保険制度改正のお知らせ

10月1日から施設サービスの居住費と食費が自己負担となります。*
介護保険3施設(ショートステイを含む)
○介護老人福祉施設
○介護老人保健施設
○介護療養型医療施設
施設の利用者は、1割負担のほかに居住費と食費が自己負担となります。
■施設入所者と在宅利用者での負担の不均衡を是正するためです。
■入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを実現するためです。
※通所サービスを利用している方は、食費が介護保険対象外となり、利用者負担となります。



村民税世帯非課税者などの方には、所得状況などに応じて負担の上限(負担限度額)が設けられています。それを超えた費用は、介護保険の「特定入所者介護サービス費」によってまかなわれます。
なお、この適用を受けるには、あらかじめ申請が必要です。
▶お問い合わせは、利用している施設または役場保健福祉課(☎54-2211 内線116・117)までお願いします。

「スポレク祭」と「産業祭」のお知らせ

村民の皆さまに充実した1日を過ごしていただくため、今年「スポレク祭」と「産業祭」を合同で次のとおり開催します。

盛りだくさんの催しを予定していますので、多数のご来場をお待ちしています。

■開催日時…10月23日(日)

開会式：午前8時から

競技・売店開始：午前9時から

■会場…しんとう総合グラウンド

■荒天時…スポレク祭は中止となります。なお、産業祭は雨天でも開催します。

■主な催し物

【スポレク祭】

区対抗競技、自由参加競技、スペシャルビンゴ、ニュースポーツ体験コーナー、ダンスなど

※自由参加競技、スペシャルビンゴ、ニュースポーツ体験コーナーの受付は、当日行います。

【産業祭】

村特産品各種即売会、ふうせんの無料配布、もち・芋煮の無料配布、福祉チャリティーバザー、農産物共進会出品物即売会など

※各催しは、品物が終わりしだい終了となります。

■その他…当日は、駐車場が大変混雑します。乗り合わせてご来場ください。

■お問い合わせ先

スポレク祭については、村教育委員会社会教育課(☎54-2753)まで、産業祭については、役場産業振興課(☎54-2211)までお願いします。

人口と世帯

(8月1日現在)

総人口 14,468人(+7)

男 7,361人(+8)

女 7,107人(-1)

世帯数 4,718戸(+13)

()は対前月

村内の交通事故

(8月末日現在の累計)

事故件数 48件(-13)

死者 0人(±0)

傷者 58人(-21)

※()は前年同期対比

シートベルトは必ず着用しましょう

保健福祉課から

『おさかな料理講習会』参加者募集

■日時…10月5日(水)、6日(木) 午前9時30分～

■会場…南部コミュニティセンター

■持ち物…エプロン、三角巾、筆記用具

■定員…各日程、先着25名まで(費用は無料です。)

■申込期限…9月28日(水)まで

▶申し込みは、役場保健福祉課(☎54-2211内線117)までお願いします。

予防接種が変わります

予防接種法の改正に伴い、予防接種の一部に変更があります。
■麻疹・風疹予防接種

現在の対象者は、一歳～七歳半までにそれぞれの予防接種を一回行っていますが、平成十八年四月一日からは、麻疹・風疹の混合ワクチンとなり次のような二回接種となります。

・第一期：一歳以上二歳未満

・第二期：五歳以上七歳未満で

小学校未就学前の一年間

ただし、平成十八年四月一日

前に麻疹・風疹の予防接種が済んでいるお子さんは、第一期、

第二期とも接種することはでき

ません。一歳を過ぎても麻疹・風疹の予防接種を受けていないお子さんは、平成十八年三月三十一日までにそれぞれの予防接種を済ませてください。

■日本脳炎予防接種第三期

平成十七年五月三十日から見合わせとなっていた日本脳炎第三期(毎年、中学三年生で接種)ですが、平成十七年七月二十九日をもって廃止となりました。

そのため該当者は今後接種する必要はありません。

※日本脳炎第一期(三歳以上)、

第二期(小学四年生)についても現在見合わせ中です。



新しいワクチンが開発され接種が再開される連絡が入りしたい広報などでお知らせします。
▼お問い合わせは、役場保健福祉課保健師(☎54-2211)までお願いします。

役場税務課から

村税は納期限内に納めましょう

9月30日は、固定資産税(第3期)、国民健康保険税(第4期)の納期限です。

口座振替の方は、前日までに振替口座に入金しておきましょう。また、現金納付の方は役場または納付書裏面の金融機関で早めに納付しましょう。

納期限	税 目	
9月30日	固定資産税(3期)	国民健康保険税(4期)
10月31日	村県民税(3期)	国民健康保険税(5期)
11月30日	固定資産税(4期)	国民健康保険税(6期)
12月26日	村県民税(4期)	国民健康保険税(7期)
1月31日	—	国民健康保険税(8期)

▶お問い合わせは、役場税務課(☎54-2211)までお願いします。